

答 申 書

令和 2 年 9 月 2 5 日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊木隆司 様

桜の苑指定管理者候補者選定委員会

委員長 青 木 薫

令和 2 年 9 月 1 0 日付け発鳥西施第 6 3 0 号 - 1 諮問書により貴職から諮問を受けた「桜の苑指定管理者候補者の選定について」、本選定委員会は、関係資料の厳正なる調査審議を行い、この程結論を得るに至ったので、次のとおり答申する。

1 諮問の内容

- (1) 事業者から提出された提案書等の調査及び審議に関すること。
- (2) 指定管理者候補者の選定に関すること。

2 調査審議の方法

指定管理者候補者による施設の管理に適正を欠く面がないか、また、そのおそれがないか調査及び審議を行った。

当該候補者の選定を行うに当たっては、指定管理者候補者選定基準に沿った各委員の評定に基づき、選定委員会で協議のうえ最終評定を行い、順位を決定することとした。

3 答 申

本選定委員会が事業者から提出された提案書等の調査及び審議を行った結果、その対象となる公の施設の管理に著しく適正を欠く面は

認められなかった。

したがって、別紙の指定管理者候補者案（選定委員会答申）のとおり、優先交渉権の順位付けを行ったので、第1順位としている者を指定管理者の最終的な候補者とすることが適当と考える。

貴職におかれては、以上の答申の内容を尊重され、適切な指定管理者の候補者の選定に努められたい。

指定管理者候補者案（選定委員会答申）

1 施設の名称	鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場 桜の苑
2 指定管理の期間	5年
3 選定の方法	公募により選定
4 選定（諮問の形態）	選定委員会により複数の法人等に優先交渉権を順位付け
5 応募件数及び 応募者の名称	2件 <ul style="list-style-type: none"> ・ さくらのその斎苑管理グループ （イージス・グループ有限責任事業組合・みつわビル管理株式会社） ・ 東亜・宮本グループ （東亜建物管理株式会社・株式会社宮本工業所）
6 優先交渉権の 順位付け	[優先交渉権の順位付け] <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1順位 東亜・宮本グループ ・ 第2順位 さくらのその斎苑管理グループ